ジゲッ めぐろ消費者にゆうす No.115 2022.6.15

「新成人が狙われる!?」 それマルチ商法かも

民法改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。社会経験の少ない若者が様々な消費者トラブルに巻き込まれる恐れがあります。若者からの相談が多いマルチ商法を取り上げ、どんな取引なのか、どんなふうに勧誘されるのかなど、事例と注意すべき点やクーリング・オフ、中途解約などについてまとめました。



特集「新成人が狙われる!?」 それマルチ商法かも

- ▶目黒区の消費生活相談の現状について
- ▶子ども向け企画 キッズCon.チャレンシ

目黒区消費生活センター

相談専用 03-3711-1140

月~金曜日

9:30~16:30 (晉付は16:00まで)

" (受付は16:00まで 記い外の時間は

上記以外の時間は **肖書者ホットライン 18**1



消費生活で困ったときはすぐ相談!

目黒区消費生活センター



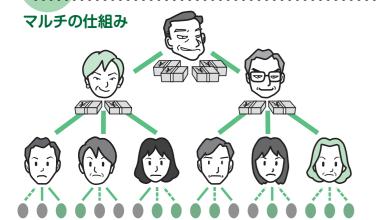
「新成人が狙われる!?」 2022年4月1日から18歳以上が新成人に

相談例 18歳になった途端にこんな誘いが・・・

学校の先輩に「簡単に稼げる」と誘われ、カフェで先輩と先 輩の知人から説明を受けた。「海外オンラインカジノサイトを 人に紹介すれば儲かる」という内容だったが、儲かる仕組みは 分からなかった。「入会金として30万円必要」といわれたので 「お金がない」と断った。しかし、「みんな借りたお金で始めて いる。儲けですぐ返せる。」と言われ、断り切れず契約した。そ の場で指示を受けながら、スマートフォンで消費者金融2社に 登録をし、コンビニのATMで15万円ずつ引き出し、先輩に渡し た。その後、グループのミーティングやセミナーで「友達を誘う ことでお金が入る | 仕組みだと分かった。マルチ商法のような のでやめたい。



マルチ商法とは



マルチ商法とは、商品やサービスを人に紹介すると 報酬 (紹介料等) が得られると勧誘され、その商品や サービスの購入契約をし、次は自分がその商品・サー ビスの勧誘者となって報酬を得る商法です。

マルチ商法の他、ネットワークビジネスやマルチレ ベルマーケティング (MLM) とも呼ばれ、特定商取引 法の連鎖販売取引として様々な厳しい規制がかけら れています。

誰でも簡単に稼げるわけではなく、本当に儲かるの は組織の上部にいるごく一部の人だけです。

マルチ商法に係る主な規制

- ・勧誘する前に必ず次のことを告げなければなりません …事業者名、勧誘目的、商品や役務の種類
- 嘘をついたり、不都合なことを隠して勧誘することは禁止 されています
- ・契約前に概要書面、契約後には契約書を交付しなければなりま

誘ってくる人は…友だち?

- ·SNSで暫く会ってなかった中学時代の友人から連絡が
- ・マッチングアプリで親しくなった異性から誘われて
- ・SNSでコメントされ返事をしたらDMが届いた
- ・街やカフェで、声をかけられてSNSを交換した
- ■知人や友人から勧誘を受けることが多くありましたが、最近はSNSなどでメッセージのやり取りをして親しくなり、 副業やお金儲けの話に興味があると思われると「直接会って話をしよう」と誘われることが増えています。

こんな言葉で誘われたら要注意!

- ・投資や自己啓発のセミナーに参加してみない?
- ・すごい人に会えるんだけど一緒に行かない?
- いい話がある、儲かる話がある、誰でも稼げる
- ▶マルチ商法に誘う目的であることを隠して声をかけることは禁止されています。

商品・サービスはいろいろ

- ・FXやバイナリーオプションなどの投資用ツール
- ・海外オンラインカジノのアフィリエイト

- ・オンラインサロン、セミナー
- ・サプリメント(健康食品)・化粧品 など
- ◇以前は、サプリメント(健康食品)や化粧品などの日用品が多く扱われていました。最近は、情報商材や投 資用ツールなど、「稼げる仕組み」自体が分からないものが増えています。事業者は契約前に、商品やサー ビスなど「稼げる仕組み」の内容を説明する義務があります。商品やサービスの内容が分からないまま、安 易に契約はしないようにしましょう。

借金して契約、その後も思わぬ出費が!

- ·「成功したいならセミナー受講が必須」と受講するたびに ·「人に商品のすばらしさを伝えるには、まずは自分で使用 参加費を支払わされる
 - する必要がある」と商品の購入をさせられる
- ▶契約後もお金がかかることがあります。また、友だちを誘えないと入金もないので、契約時の借金の返済も 困難になり、生活苦に陥るケースもあります。

自分が勧誘者になったら

・加害者になったり、友人を失うことも

- ・法律に反した勧誘をすれば、逮捕されることも
- ☑自分の儲けのために知人や友人を誘うことで、相手に経済的負担をかけるだけでなく、人間関係 を壊してしまうことになります。

消費生活センター

18歳以上は未成年者取消しができません

▶18歳になると保護者の同意なく契約やお金を借りることができるようになる反 面、未成年者取消しができなくなります。

契約は慎重に行いましょう!

- 「簡単にもうかる」といったウマイ話は信じない
- 「お金がない」は断りの言葉にならない
- ・友達から誘われても、きっぱりと断る
- ・「親に内緒」や「借金して契約」には要注意!
- 事業者や仕組みなどが分からない契約はしない

疑問があったり判断がつかない場 合は、その場ですぐに契約せず、イン ターネットで調べたり、家族や信頼で、 きる友人に相談するなどしましょう。

契約しても諦めないで!

●クーリング・オフができます

契約書面を受け取った日から20日間以内であれば、 書面により契約の解除 (クーリング・オフ) ができます。

●20日を過ぎても中途解約ができます

入会契約はいつでも解除できます。また、入会後 1年以内かつ商品の引渡し後90日以内で未使用商品 の場合、商品契約の解除もできます。

●契約の取消しができる場合もあります

契約のときに嘘をつかれた、重要なことを隠された などがあれば、契約の取消しができる場合もあります。



GNA

ッグナル

TGN

IGN

1/1/5

7/1/1/1

TIGN

1371/1

シグイン

IGN

シップラ

VITTIN

GNA

1/1/11

3101

目黒区の消費生活相談の現状について

◇令和3年度の受付状況

相談受付件数は、2.480件で前年度に比べて175件減 少しました(前年度は2,655件)。年々、契約内容が複雑化 し、相談者自身での解決が困難になり、相談員があっせん した相談は、181件(全体の7%)ありました。

◇相談内容の実態

商品・サービスの内容別にみると1位は「賃貸アパート」 に関する相談です。原状回復及び敷金返還トラブル、住宅 設備の不具合などに関する相談です。

2位は、商品名が特定できない「商品一般」に関する相 談です。通販会社や宅配事業者を装った不審なメールや、 身に覚えのない商品が送られてきたなどの相談でした。

3位は「化粧品」に関する相談です。美容化粧品の定期 購入に関することや、「肌に合わないため解約したいが電 話が繋がらない」という相談もありました。

(分類は、独立行政法人国民生活センター PIO-NETの商品分類を 参考にしています)

商品・サービス等内容別相談実績

	商品役務名	件数
1	賃貸アパート(敷金返還トラブル・原状回復など)	177件
2	商品一般(不審なメール、身に覚えのない商品が届くなど)	168件
3	化粧品(美容化粧品等の定期購入など)	102件
4	工事・建築(リフォーム等でのトラブルなど)	101件
5	紳士・婦人用品(商品が届かない・粗悪品だったなど)	89件

◇最近の相談の特徴

販売形態では、「通信販売」が全体の約4割を占めてい ます。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、ネット通販 を利用する人が増えたことが要因と思われます。

また、「ネットショッピングで代金を振り込んだが商品が

届かない」「お試しのつもりで注文したが定期購入だった」 「届いた商品が偽物」という消費者被害についての相談も 寄せられています。

JETIV

GNA

1/1/11

VAL

יון דוון

GNA

リバデ

IGN

الرارد إ

510

GNAL

バナナン

GNE

3/1/5

SIGN

(July !)

,519

AL FIN S.

MAL NITTIV.

GNA

3/1/11

TON

SIG

GNA

115-511

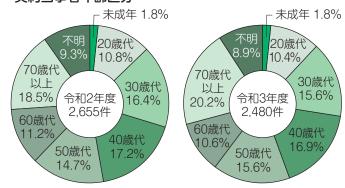
IGN

310

年代別では、前年度に比べ、20歳未満から40歳代、60 歳代では、減少の傾向が見られますが、50歳代、70歳代以 上では、増加しています。特に70歳代以上は、全体の2割 を占めています。

契約当事者年齢区分

STGNA



◇消費者として留意すること

消費者被害に遭わないためには、消費者も契約に関す る正しい知識を持ち、適切な対応を取れるようにするこ とが肝心です。例えば、通信販売では契約条項をよく読ん でから契約する、訪問販売では不要なものは玄関先で きっぱり断る、うまい儲け話は安易に信用しないことな

また、高齢者などの場合は、周囲の方の見守りも大切で す。少しでも疑問に思ったら、迷わず消費生活センターへ ご相談ください。ご依頼に応じて悪質商法対策の出張講 座も実施しています。ぜひご活用ください。新たな消費者 被害防止のための情報提供もお願いします。

子どもたちに小さな消費者(コンシュマー(Con.))としての力と知識を身に付けてもらうための、楽しく 参加できるイベントです。夏休みの自由研究のヒントにも、ぜひお役立てください。

開催講座

CTGIVE

●手づくり乾電池教室…… ······7月26日火)1回目10:30~12:00 2回目14:00~15:30)

------7月27日妣 14:00~15:30 ●お金って何? ………

-------8月5日金 14:00~15:30) ● くらしの中の塩………

小学生向的小学小乡个艺

消費生活に関するパネルクイズを、消費生活センターで開催します。

挑戦者には参加賞があります。会場&オンライン同時開催。会場参加の場合は当日会場へ。

日時7/21(木)~8/24(水)10:00~16:00 土・日曜日、8/11を除く

※詳細は区報7月1日号をご覧ください。

ッパングナル115号に関するで意見や今後の発行に関するで要望をお寄せください。 SIGNAL

目黒区消費生活センター

(目黒区産業経済部産業経済・消費生活課)

〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター内

TEL: 03-3711-1133 FAX: 03-3711-5297

STGNAL STGNAL

目黒区 消費生活



